

鳩山町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）利用取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、町内の飼い主のいない猫に対し不妊手術を受けさせることで繁殖を抑制し、自然減させることで地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の促進を図るため、公益財団法人どうぶつ基金が発行する「さくらねこ無料不妊手術チケット（以下「手術チケット」という。）」を利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 飼い猫 所有・占有の意思を持つ特定の飼い主により継続的に給餌給水等の世話をされている猫をいう。
- （2） 飼い主のいない猫 地域に生息し、所有者がいないことが明らかである猫をいう。
- （3） さくらねこ 飼い主のいない猫のうち、不妊手術を施され、手術済のしるしに耳先をさくらの花びらのような形にV字カットされた猫をいう。
- （4） 地域猫活動 住民やボランティア団体等が、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を受けさせてこれ以上増やさないようにし、その猫が一代限りの命を全うするまで、その地域において適切に管理していく活動をいう。
- （5） 不妊手術 オス猫の去勢手術、メス猫の避妊手術を合わせて不妊手術という。

（交付対象）

第3条 手術チケットの交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 町内に生息する飼い主のいない猫に不妊手術を受けさせ、地域猫活動を行うことができる者。
- （2） 町内の多頭飼育崩壊現場等で、地域の公衆衛生上、特に町長が必要であると認めた場合であって、猫に不妊手術を受けさせ、その後の適切な管理ができる者。ただし、多頭飼育者本人及びその親族は除くものとする。

（交付対象外）

第4条 次の各号に掲げる猫について手術チケットを利用しようとする者は、交付の対象外とする。

- （1） 飼い猫
- （2） 里親に出す前提の飼い主のいない猫
- （3） 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
- （4） その他手術チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫

(申請)

第5条 手術チケットの交付を希望する者は、不妊手術実施前にさくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書(様式第1号)を提出するものとする。なお、交付枚数が希望数に満たない場合でも異議を申し立てられないものとする。

(決定)

第6条 前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、手術チケットの交付が適当であると認めるときは、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付決定の取り消し及び手術チケットの返還)

第7条 交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定取消及び手術チケット返還通知書(様式第3号)により通知し、手術チケットの交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した手術チケットの全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

(1) 手術チケットの利用方法が著しく不相当と認められたとき。

(2) その他町長が必要と認めたとき。

(活動報告)

第8条 申請者は、不妊手術終了後速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書(様式第4号)に写真を添付して提出するとともに、期限内に使用しなかったチケットは速やかに返却するものとする。

(免責)

第9条 町長は、飼い主のいない猫に対する不妊手術に関連して生じた事故について一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。